

< 論 文 >

なぜ第2次朝鮮半島核危機は生じたのか(2000-2003)

— ディフェンシブ・リアリズムの観点から —

崔 正 勲

The Second North Korean Nuclear Crisis Revised
from the Perspective of Defensive Realism

CHOI, Jung Hoon

The Second North Korean Nuclear Crisis emerged due to the testimony given by J. Kerry, Assistant Secretary of Department of State, who visited DPRK in Oct. 2002 and that revealed a North Korean high-ranked officer acknowledged that DPRK possessed clandestine High Enriched Uranium Program, seen as the evidence of North Korea's vicious intension to threaten US security and the world peace and stability, although North Korea denied what Kerry reported afterward. The controversy between US and DPRK had not been resolved, and both sides since took hawkish behavior, while arguing their own actions were self-defense one another. As a result, the Agreed Framework, where the tensions over the Korean Peninsula were successfully calmed down from 1994 to 2002, ended up to be collapsed. This paper presents that the cause of the Second North Korean Nuclear Crisis can be found in terms of the Spiral Model of Defensive Realism, where Security Dilemma inevitably takes place when nation states choose self-defense-oriented actions for keeping status quo in security, and by mutually misperceiving other's behaviors because of the lack of trust.

Keywords : North Korea; US Security Strategy; North Korean Nuclear Crisis; Missile Defense; Defensive Realism

キーワード : 北朝鮮、米国安保戦略、朝鮮半島核危機、ミサイル防衛、ディフェンシブ・リアリズム

1. 序文

本稿は2000-2003年における米国の対北朝鮮政策の変遷を分析し、第2次朝鮮半島核危機発生 の要因についての仮説検証を目的としている。具体的には分析枠組みとして、ディフェンシブ・リアリズムのスパイラル・モデルを採用しながら、米国がクリントン政権より第1期ブッシュ（子）政権に移行する過程で「余分の安全（Margin of Safety）」¹⁾を確保するために対北朝鮮政策を強硬化させた一方で、朝鮮民主主義人民共和国（以下北朝鮮）がこの米国の強硬的政策を拡大的意図に基づいたものと認識したことで生存の不安が増加した結果、米朝間での自衛的意思に基づく行動の応酬となり、危機のスパイラルが醸成されたという仮説を検証していく。

第2次朝鮮半島核危機についての先行研究には代表的なものに船橋洋一「ザ・ペニンシュラ・クエスチョン」、V. Cha & D. Kang, *Nuclear North Korea* などがあり、学術的には北朝鮮問題を包括的に研究する中で第2次朝鮮半島核危機についても取り扱った論文として黒沢満「北朝鮮の核兵器問題」、平岩俊司「北朝鮮核問題と6カ国協議」などがある。当時の米国の対北朝鮮外交については菱木一美「第2の北朝鮮核危機と米外交」に詳しく、枠組み合意崩壊についての考察にはJ. Pollack, *The United States, North Korea, and the End of the Agreed Framework*、ソ・ボヒョク「ジュネーブ合意崩壊原因に対する多次元分析（韓国語）」、などがある。さらに米朝関係を抑止モデルに依拠して説明したものとしてはV. Cha “Hawk Engagement and Preventive Defense on the Korean Peninsula”がある。これら先行研究と比して、本稿の独自性としては①第2次朝鮮半島核危機の発生をV. Cha（以下チャ）のような抑止モデルの観点からではなく、ディフェンシブ・リアリズムにおけるスパイラル・モデルの観点から分析することが挙げられる。次に②スパイラルモデルの事例においてはR. Jervis やR. Lebow が示したように米ソ間における対称性を帯びたものが多いが、本稿では第2次朝鮮半島危機を通じて軍事バランスが非対称的なスパイラルについて考察する。また第2次朝鮮半島危機を分析するにあたっては③枠組み合意崩壊の原因となった北朝鮮によるウラン濃縮について、2007年以降の新たな資料も交えながら再考している。

2. 分析枠組み：なぜディフェンシブ・リアリズムなのか

代表的なディフェンシブ・リアリストの一人であるジャービスはセキュリティ・ディレンマ（以下SD）を「ある国家の安全を強化しようという試みが、他の国家の安全を低下させる時に起こる（状況）」²⁾と定義した。

このSDが起こるプロセスは2通りある。1つは抑止論者が唱える抑止モデルである。抑止モデルに依拠すれば、システムの不安定化は被抑止側の国家による拡大主義的行動によっても

たらされ、抑止側が被抑止側の貪欲な行動を防ぐために抑止力が必要であるという論理が成立する。もう1つはディフェンシブ・リアリストが主張するスパイラル・モデルである。各国が自国の安全のために取る行為が、敵対的な意図の有無に関わらず相手国の安全を相対的に低下させ、相手国の軍備強化などの対抗措置をもたらす。このプロセスのスパイラルがシステムの不安定化として帰結するのである。このスパイラル・モデルに依拠すれば、システムの不安定化は抑止側、被抑止側双方の自衛的行動が不信に基づく誤認を招き、危機へと発展していく。

これまで第2次朝鮮半島核危機についての先行研究が多々あるが、理論的にはその多くがチャが主張するような抑止モデルに依拠している。つまり北朝鮮の脅威が米国の抑止、あるいは米国がその同盟国に提供している拡大抑止を破らんとしたがために、朝鮮半島における緊張が急激に高まったとする主張である。この一方で少数派ではあるが一部論者は米国の対北朝鮮敵視政策の継続が緊張をもたらしたという正反対の観点から、抑止モデルに基づいた説明を展開する。これら抑止モデルによる分析の共通点は、譲歩は抑止が破られる要因～宥和とみなされ圧力重視の安保政策が展開されることである。

しかしながら、2000年代前半における朝鮮半島をめぐる緊張は抑止モデルに基づき、米朝双方あるいは片方による拡大主義的な意思と行動によって引き起こされたという説明可能である反面、朝米双方による自衛的措置の連鎖の結果もたらされたとするのも可能である。ここで肝要なのは、拡大主義的な行動が具現化していない時点で、国家に内在している意思が拡大的であるということが証明されるのか、という点である。例えば、上記の抑止論者が唱える米朝の行動の源泉が拡大的であるという主張の是非を証明するためには相手国の拡大主義的意思を証明する必要があるが、この証明は第2次世界大戦時のナチスドイツのような明確な拡大主義的意思の表面化～侵略行為が生じてこそ可能であるといえよう。そして冷戦体制崩壊後、現在に至るまでに米朝双方ともに国家の生存を脅かす明確な侵略行為が観察されなかったことは、米朝の国家行動が拡大的意思にのみ起因しているという抑止理論の議論の学術的証明の難解さを示している³⁾。また北朝鮮が自らを核保有国と自認する以前における北朝鮮の現状維持的意思と核兵器能力の不足を鑑みるに、攻撃戦略のコストよりも防御戦略のコストの方が小さく、北朝鮮を弱者の先制攻撃（Preemption）に踏み切らせる誘因は高かったとはいえない⁴⁾。これは実際に冷戦崩壊以後から北朝鮮が核保有を宣言する以前に2度の朝鮮半島核危機が生じたものの、北朝鮮が先制攻撃に踏み切らなかった事実からも一定の説得力を持つ。

ここで重要なのは、北朝鮮による拡大主義的行動が表面化しなかったのは、抑止理論に基づいた米国の政策によってもたらされた成果なのであろうか、という問いである。米国が北朝鮮を抑止した結果であるという見方もあるが、後述のように結果的に抑止モデルに基づいた米国の抑止政策が北朝鮮の核兵器開発を促進させたことを踏まえると、抑止理論に基づく米国の政策は自らに優位な安保環境を維持するという目的を達成できておらず、むしろ米国側にとって

事態の悪化をもたらしたといえる。

一方で米国の行動も、朝鮮半島に歴史的・地政学的に利害関係を持つ中国とロシアの意思と行動に制約を受けることを考えると、一方的な拡大的行動に出ることは容易ではない。また後述するように、米国の現状維持的意図はミサイル防衛（以下 MD）として主に具現化されるが、MD 自体の性質が拡大的であるという証明も困難をきわめる。元来、国家内部には拡大主義的要素と現状維持的要素が混在し、環境の変化に応じてその配分が変わり、時に一方の要素のみが国家行動として表面化するものであるがゆえに、拡大主義的要素にのみ焦点をあてる分析には限界がある⁵⁾。今回はこの克服のため、ディフェンシブ・モデルのスパイラル・モデルに基づき、朝米双方の「失う不安」⁶⁾に基づく現状維持的な意思と行動が2000年前半においてSDを再び引き起こしたという仮説を基に、議論を進めていくこととする。

3. 事例：第2次朝鮮半島核危機

(1) クリントン政権期におけるSD緩和

1990年代後半における朝鮮半島をめぐるSDは緩和傾向にあった。

1994年に米朝枠組み合意が合意され、その履行のために朝鮮半島エネルギー開発機構（以下 KEDO）が発足した。これらの枠組みを通じて、米国が軽水炉と重油という「リアシュアランス」⁷⁾を北朝鮮に提供することに合意することによって、朝鮮半島におけるSDは緩和していく。1998年8月に米国情報機関から提起された金倉里地下核施設疑惑、北朝鮮によるテポドン/光明星1号発射実験があり、朝鮮半島におけるSDは一時的に再強化されるものの、結局金倉里地下核施設疑惑はまったくの誤りであることが米務省によって発表され、また1999年5月に開始したペリープロセスの成功もあいまってSDは再び緩和傾向に入った。この緩和傾向は2000年10月の趙明禄前国防委員会第1委員長による訪米、その答礼訪問としてのオルブライト元務長官の訪朝によって、最高潮に達することとなる。

趙明禄元国防委員会第1副委員長の訪米直後に発表された朝米共同コミュニケ⁸⁾を確認するように、金正日元国防委員長は訪朝したオルブライト元務長官との会談の席上、射程500km以上の弾道ミサイルについての生産と配備を中止することに合意する旨を告げる。弾道ミサイルの射程距離を500km以下に制限するということは、テポドンと目される長距離弾道ミサイルだけでなく、ノドンといわれる中距離弾道ミサイルの脅威も消滅することを意味した。そしてこの代償の補償として、年3～4回米国あるいは第3国による人工衛星の代理打ち上げを保証するよう要請する。また北朝鮮は米国によるミサイル輸出中止要請についても、適切な補償と韓国によるMTCR遵守があれば可能であるとし、さらにクリントン元大統領の訪朝を招請するまでに当時朝鮮半島をめぐるSDは緩和されていた⁹⁾。

(2) クリントン訪朝への3つの疑念

北朝鮮の招請を受け、クリントン政権は一時大統領訪朝を検討するのだが、次期大統領選挙までの時間がわずか2週間しか残されておらず、訪朝計画はあえなく中止となったとされる。しかしながら、当時のクリントン政権が米朝共同コミュニケ～ミサイル・モラトリアムと米朝関係正常化に向けたリアシュアランスとのパートナー～の履行にどれほど本気であったかについては、以下3つの点で疑問符がつく。

まず第1に、2000年11月に予定されていた米大統領選の日程である。

林東源元韓国国情院長によると、クリントン訪朝中止の報は12月11日、韓国側に伝えられた¹⁰⁾。その理由は中東で起きた暴力事件の仲介に時間を取られることとなったことを挙げている。

しかしながら、オルブライト訪朝の2週間後に次期大統領選が迫っているという日程がクリントン政権の念頭になかったといえればそれは嘘になるだろう。そしてミサイル管理交渉の妥結だけでなく、平和条約の締結と国交正常化という米国の東アジア戦略の転換に直結しうる大統領の訪朝を実行に移すには2週間はあまりにも短いということは外交上の常識であった。では、なぜクリントン政権はこの次期大統領選が差し迫った時期にオルブライト訪朝に踏み切ったのであろうか。そのために、オルブライト訪朝で米朝が合意した内容を検証してみよう。

北朝鮮側の履行義務としては：

- ①射程距離 500km 以上のミサイルの開発と生産の中止
- ②すでに保有しているミサイルに関しては猶予を設けて廃棄
- ③短距離ミサイルに関しては MTCR を遵守、中長距離ミサイルに関しては関連技術・部品を含めて輸出を中止、することが挙げられている¹¹⁾。

一方で、米国側の義務は：

- ①毎年3個の人工衛星の代理打ち上げ
- ②一定期間における相当量の食糧などの支援である。

まず、これらは先の米朝共同コミュニケを確認するものであることが容易に察せられる。また米朝共同コミュニケと照らし合わせるとオルブライト訪朝によって、米国は米朝共同コミュニケにおいて定められた自らの義務を1つ履行したことがわかる¹²⁾。つまり、オルブライト訪朝によって、米朝共同コミュニケは実質的に相互主義に基づく履行段階に入ったのである。この米朝共同コミュニケの米国側の義務履行に対し、北朝鮮側はミサイル・モラトリアムの履行で応えた。北朝鮮は米国の最大の懸念であったミサイル・モラトリアムに関して2006年に弾道ミサイル/人工衛星発射実験を再開するまで遵守している。ミサイル輸出に関しては韓国が MTCR を遵守するならば、北朝鮮も MTCR 基準を遵守するという条件があった¹³⁾。韓国の MTCR 加盟が2001年であることを踏まえると、北朝鮮側の遵守義務は2001年より生じることとなるが、実際に北朝鮮によるミサイル輸出が発覚したのは、第2次朝鮮半島危機が浮上した後の2002年12月であった。具体的にはスペイン海軍の臨検を受けた貨物船から北朝鮮で製

造されたと思われるスカッド・ミサイルが15基発見され、この貨物船の行先であったイエメン政府が購入したことを認めたのである。しかしながら、最終的にこれらスカッド・ミサイルはイエメン政府に引き渡されることとなる。なぜならば、武器輸出そして武器の主権国家間の売買は完全な違法とはいえないからである。例えば国連安全保障理事国である米・英・仏・ロ、中そして独加えた武器輸出が国際的に認められている点を考慮すると、北朝鮮にのみ自主権の範疇であるミサイル輸出を一方的に規制する場合、その補償として北朝鮮に対する経済的なりアシユアランスが履行される必要があった。実際に98年6月北朝鮮は朝鮮中央通信を通じてミサイルの開発と輸出を初めて認め、「米国がミサイル輸出を本当に阻止したいのであれば、一日も早く経済制裁を解除し、ミサイル輸出中止に伴う経済的な補償を行うべきである¹⁴⁾」という論評を出している。1980年代まで年間約8000万ドルを獲得したとされる北朝鮮のミサイル輸出は、それ以降年間2000万ドル台に落ち込んでいたとされるが、そうした経済的補償を行う場合、輸出自粛に関する補填のみならず、正常的な貿易環境が整えられ、国際金融におけるいかなる規制も除去されなければならない¹⁵⁾。しかし、実際にはオルブライト訪朝後も敵国貿易法などの経済制裁は解除されていない。

次に米国の履行状況であるが、ミサイル・モラトリアムの重要な代価であった米国または第3国による人工衛星の代理打ち上げは実現していない。もう1つのリアシユアランスである食糧支援に関しては、図1を参照すると、2000年から2002年にかけて毎年約20-30万トン規模の食糧が北朝鮮に提供されている。しかしながら、ブッシュ政権が出帆して以後、食糧援助は急速に減少し、2003年には約5万トンまで落ち込むこととなった。

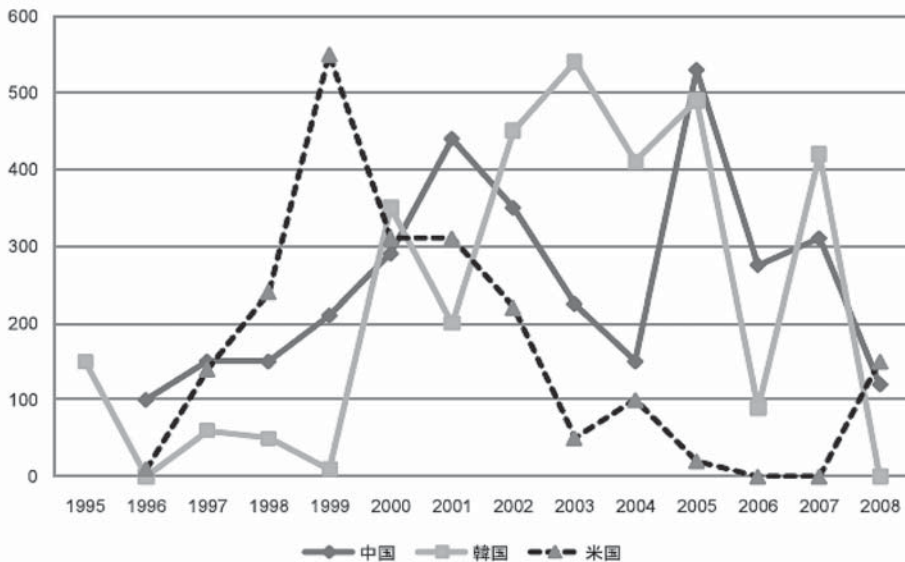


図1 米国/中国/韓国による対北朝鮮食糧援助の変遷 (単位: 千トン)

(出典) 米国の対北朝鮮食糧援助、杉原ひろみ、国際開発研究フォーラム40 (2011.5)、221ページ

このような結果を踏まえると、米国はオルブライト訪朝と食糧援助という最小のリアシュアランスで、最大の懸案であったミサイル・モラトリアムにおける譲歩を北朝鮮側から引き出すことに成功していることがわかる。換言すれば米朝共同コミュニケにおいて合意したオルブライト訪朝を先に履行することにより、北朝鮮に対して米朝共同コミュニケに基づく義務履行～ミサイル・モラトリアムを果たすように促す作用があった。こうして米国は最大の懸念であったミサイル問題において一定の解決を見ると同時に、信頼醸成措置を進める姿勢を見せることでSDを緩和させ、北朝鮮の想定外の暴発を防ぐことに成功する。この一方でオルブライト訪朝で合意した内容のうち、米国が履行したのは食糧・医薬品支援のみであり、これらの措置は米朝共同コミュニケで定められた「両国間の双務関係を根本的に改善する措置¹⁶⁾」にはほど遠い。

次にオルブライト訪朝時の合意をめぐるクリントン政権の真剣度に疑問符がつく第2の理由は、当時政権内部で共有されていた早期崩壊論にある。

当時のクリントン政権においては1994年の枠組み合意の履行に関して、遅延戦術が採択されたのであるが、その根底には早期崩壊論があった。

米国情報機関は1990年初期には北朝鮮の早期崩壊を予想しており、またクリントン政権において大統領補佐官(安保担当)であったレイク氏は「北朝鮮経済は悪化の一途にあり、1～2年以内に北朝鮮の政権はもちろん、体制も崩壊すると信じていた¹⁷⁾」と述べ、米国防総省も北朝鮮の脅威が長期間にわたって持続するとは考えていなかった。またこれらの早期崩壊論が米国が枠組み合意に踏み切った主要な理由であったことは、米駐韓大使やKEDO事務局長を務めたボスワースの2002年の証言¹⁸⁾や、2005年6月13日付けワシントンポスト紙においてのクリントン政権元高官の証言で確認されている¹⁹⁾。ここでは早期崩壊論に基づく遅延戦術と枠組み合意の関係性についてうまく描写している1994年のワシントンポストのみ引用する。

「米国首脳たちは北朝鮮の現政権の最終的崩壊を祈念して枠組み合意を入念に作り上げた。首脳たちは…約束の軽水炉を手に入れた後でも…北朝鮮が核兵器計画を再開できるのではないかという懸念を一笑に付した。すなわち、枠組み合意は、どう転んでも必ず彼らの政権が崩壊してしまうほどたっぷり時間をかけて履行する手はずになっているというのだ²⁰⁾」

この早期崩壊論の根底には①1994年7月の金日成元主席の死去、②北朝鮮経済の疲弊があるのだが²¹⁾、クリントン政権において早期崩壊論に基づく遅延戦術が採用され、実際にKEDOによる軽水炉建設・重油提供が大幅に停滞している中で、米国が果たして朝米共同コミュニケの履行にどれほど真剣であったかは疑問視せざるをえない。

最後に冷戦崩壊以後の米国安保戦略における北朝鮮の脅威の位置を鑑みると、クリントン政権が北朝鮮に決定的なリアシュアランスの提供に踏み切るのは困難であった。

1993年9月、クリントン政権はチェイニー元国防長官が策定した地域防衛戦略に基づきボトム・アップ・レビュー（以下BUR）を発表、2正面作戦とアジア太平洋地域での10万人規模の兵力を維持することが定められた²²⁾。この前方展開のための兵力維持の方針は以後EASR-1、QDR97に引き継がれるのであるが、これら安保戦略の遂行上の主な脅威として挙げられたのが、いわゆる「ならず者国家」であった。そしてこのならず者国家の脅威に対処するため、米国はミサイル防衛（以下MD）の開発・配備を推進していく。

戦域ミサイル防衛（以下TMD）に重きを置いていたクリントン政権であったが、98年の北朝鮮によるテポドン/光明星1号発射実験以降、国家ミサイル防衛（以下NMD）も含めMD関連予算を増額する。例えば、テポドン/光明星1号発射以後初めてとなった99年度においてクリントン元大統領はMD関連予算に対する請求を前年比約38%増加（26億ドル→36億ドル）させている。これと同時に、米国は東アジアにおける同盟国にTMDへの協力要請を強めている。結局クリントン政権は2000年9月にNMD配備を延期し次期政権に委ねると発表したものの、クリントン政権期におけるNMD法案を含めたMD開発・配備上の進展は後にブッシュ政権がMDを強力に推進する上で重要な土台となった。

この米国の新安保戦略の中核をなすMDの開発・配備は、テポドン/光明星1号発射実験後、ある共和党議員が「これでよかった。…NMDはいただいた」²³⁾と歓喜したように、北朝鮮の核ミサイルの脅威の浮上により、MDの科学的困難性への批判や軍拡競争への懸念に基づく反論を抑え、推進することが可能となったといえる。

(3) ブッシュ政権における対北朝鮮政策の見直し

枠組み合意後、クリントン政権を通じて採用されたリアシュアランス履行における方針～朝鮮半島のSDを決定的に緩和しうるリアシュアランスの提供は積極的に行わない～は、2000年11月の米大統領選挙でブッシュ（子）が勝利し、チェイニー副大統領、ラムズフェルド国防長官に代表されるネオ・コンサバティブグループ（以下ネオコン）が主導するブッシュ政権が誕生することで、実質的にリアシュアランスを与えること自体を宥と見なし拒否する方針に変化する。具体的には2期8年ぶりの共和党政権誕生となったブッシュ政権は、ABC（Anything But Clinton：クリントン以外なんでも）を掲げ、対北朝鮮政策においてクリントン政権が合意した北朝鮮によるプルトニウム型核関連施設の凍結のための枠組み合意と、ミサイル・モラトリアムを主眼とする米朝共同コミュニケの実効性に対して疑念を表明し、その見直しを図っていく。ブッシュ政権が対北朝鮮政策を見直す過程で、クリントン政権における対北朝鮮政策の部分的継承を主張する国務省内の穏健派と、その全面的な見直しを図る国防総省、ネオコンに代表される強硬派の対立が生じることとなったが、最終的には強硬派が勝利、第1期ブッシュ政権における対北朝鮮政策を主導することとなる。2001年6月には強硬派主導による対北朝鮮政策の見直しが完了し、ブッシュ大統領はリアシュアランスを提供するための3つの条件～

①枠組み合意履行の改善、②ミサイル開発計画に関する検証可能な輸出規制、③通常兵力の脅威削減、を提示し、米国からリアシュアランスを得るためにはまず北朝鮮が先に行動しなければならないと指摘した²⁴⁾。このブッシュ政権における対北朝鮮政策レビューは後にチャによって CVID（完全かつ検証可能かつ後戻りできない核を含めた WMD の放棄）を原則とし、この原則に北朝鮮が応じなければ体制転換も辞さない「強硬関与（Hawk Engagement）」として理論化されることとなる²⁵⁾。これらは明らかに抑止理論に基づく宥和を排し、圧力を重視する安保政策を採用するという第1期ブッシュ政権の意思の表れであったといえる。このような第1期ブッシュ政権における対北朝鮮政策の強硬化に対し、北朝鮮は外務省代弁人談話を発表、武装解除を前提条件とした敵対的な提案であるとして到底受け入れられないという立場を表明する²⁶⁾。

このように米朝対立が深まる中、9.11 同時多発テロが起これテロリズムとその支援国と目される国家に対する批判が国際的に高まっていく。この時勢を駆って行われた一般教書演説(2002 年1月20日)において、ブッシュ元大統領はイラク・イランとともに北朝鮮を「悪の枢軸 (Axis of Evil)」と名指しし、地域防衛の脅威であることを宣言、これらの脅威に対しては先制攻撃も辞さないことを明言する。これらの米国による対北朝鮮政策の転換に対して北朝鮮は反発を強める一方で、日本や韓国などの米国の同盟国との関係改善を進めていく。韓国とは2000年の南北共同宣言に基づき協調的な関係を維持し、日本とは2002年9月に日朝平壤宣言を採択するに至っていたのであるが、同年10月ケリー米国防務次官補が訪朝したことで北朝鮮をめぐる状況は急変する。

訪朝から帰国したケリー米国防務次官補が、姜錫柱第1外務次官が高濃縮ウラン（以下 HEU）開発を認める発言をしたと報告、10月16日米国防務省が報道発表を通じ、北朝鮮の核兵器用の濃縮ウランプログラム（以下 EUP）が確認されたと公式的に発表したことで朝鮮半島をめぐる SD は再び強化されることとなった。ケリー訪朝によって北朝鮮の HEU 開発疑惑が浮上したことにより、第1期ブッシュ政権において主導権を握っていたネオコンと国防総省等の強硬派は枠組み合意に対しての批判を強め、同年12月 KEDO による重油提供を停止・軽水炉建設の見直しに着手するとともに、北朝鮮へのブッシュ・ドクトリン適用の可能性に言及した。これに対し北朝鮮は、当初情報が錯綜するものの姜錫柱発言について完全否定しながら、IAEA 査察官の追放や核施設の凍結の解除といった米国の強硬策への対抗措置をとり、2003年1月にはついに朝鮮外務省代弁人談話を通じて核拡散防止条約（以下 NPT）からの脱退を宣言するに至る²⁷⁾。

枠組み合意の破綻であった。

(4) 米国の枠組み合意破綻の論理の検証

上記のように第2次朝鮮半島核危機の直接的始点は、2002年10月に訪朝したケリー米国防務

次官補の報告によって北朝鮮による HEU 開発が浮上し、それが国務省報道発表によって公表されたことに求めることができる。要するに、米国側はケリー証言や国務省報道発表を通じて、北朝鮮による HEUP はその邪悪な動機に基づく拡大的意思の表面化に他ならず、それによって第2次朝鮮半島核危機が発生したという論理を公式的に示したのであった²⁸⁾。

しかしながら、ケリー報告に関しては米国と北朝鮮の間で食い違いが存在する。

ケリー米国務次官補の証言によると、まず金桂官外務次官に HEU 計画を問い詰めると、金次官は激怒し、米国の捏造であると HEU 計画の存在を否定したが、最後の会合で姜錫柱第1外務次官が HEU 計画を認めたという。しかしながら、その2ヵ月後、グレッグ元駐韓大使とともに訪朝したオーバードーフアーによると、金桂官次官の説明では姜錫柱第1次官は米国の脅威に直面して、国家の安全を守るため「核兵器を保有する権利を有する」と述べたのみであると²⁹⁾。また北朝鮮当局者らはブッシュ政権前から HEU に関しては肯定も否定もしない方針であるが、枠組み合意に関してはいまだ無効ではないと考えていると述べたとされる。この検証のためにはケリー訪朝時の会談録が公開される必要があるが、日本や韓国の要請にもかかわらず米政府はこれに応じなかった。しかし会議内容を読んだ米政府高官が「最初にそれを読んだとき、姜錫柱はまったく異なる2つのことを述べている。これはどちらでも受け取れると思ったが、主として、北朝鮮は濃縮ウランを開発する権利があるという方が強かったとの印象を受けた。だから後に米政府が北朝鮮は認めたと発表したときは結論を急ぎすぎたという感じがした³⁰⁾」と述べているように、姜の HEU 発言は曖昧さが残るものであったことが窺い知れる。

次に10月16日の米国務省による報道発表には、なぜ北朝鮮による HEU 開発は枠組み合意などの国際的取決めに違反しているかについての根拠が示されているが、これについて検証してみよう。

その米国務省報道発表によると北朝鮮の秘密の HEU 計画は4つの国際的な取決め～①枠組み合意、②NPT、③IAEA 保障措置協定、④朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言（以下南北非核化宣言）に違反しているとする。

ここで重要なポイントは上記の4つが枠組み合意を機軸として相互に関連していることである。この接点は3つある。

第1に枠組み合意と IAEA 保障措置が関連するのは、①92年4月に北朝鮮が IAEA 保障措置協定に調印しており、②枠組み合意中、5MW 黒鉛減速炉とその関連施設の凍結し、また IAEA に申告していない施設における核開発の有無を確認するための IAEA 査察の受入れを北朝鮮に義務づけているからである。

次にこの IAEA 保障協定を介して、第2の接点～枠組み合意と NPT ～が形成される。北朝鮮は1985年に NPT に署名して以来、NPT を遵守する立場にあった。そして NPT は NPT 加

盟国中、非核保有国に関しては原子力の平和利用のみを認めており、それを確認するためにIAEA保障協定を履行することが義務づけられている。したがって、IAEA保障協定に違反するということはNPTに違反していると解釈できる。

最後の接点として枠組み合意と南北非核化宣言が成立するのは、南北ともにウラン濃縮施設の保有を禁止した南北非核化宣言の促進を枠組み合意第3条で定めていることによる。

しかしながら、この3つの接点はそれぞれ議論の余地がある。

第1の枠組み合意とIAEA保障協定については、枠組み合意第4条第3項の詳細を記したKEDO供給協定第3附属書第7項において、IAEAが必要とするすべての措置を北朝鮮がいつ受け入れる義務があるかについて「軽水炉の相当部分の建設が終了した後、しかし核心部品の搬入が終わる前」と明記している。この「軽水炉の相当部分の建設」は第2次朝鮮半島核危機が生じた2002年10月には完了しておらず、北朝鮮にIAEA保証措置の受け入れを履行する義務は発生していないとの解釈が可能であることを考慮すると、枠組み合意崩壊の原因を北朝鮮に一方的に押しつける事はできない³¹⁾。

また枠組み合意第4条において、軽水炉供給に関する供与契約締結後、北朝鮮・IAEA間の保障措置協定のもとで、凍結の対象とならない施設に関して特定査察および通常査察が再開されると明記されており、枠組み合意が維持されていれば、枠組み合意において凍結の対象となっていない施設～EUP関連施設に対して、IAEA保障措置を適用する余地もあった。しかし当時のブッシュ政権は6月の対北朝鮮政策レビューで設定した強硬関与に基づいた原則的な立場を堅持し、交渉の道を閉ざしていく。

具体的には第1次朝鮮半島核危機時と同様に、IAEA理事会は2003年1月決議採択を通じて、核開発の即時放棄と凍結解除した核施設の原状回復、そしてIAEAが必要とする措置に対する協力を求めたのだが、ブッシュ政権は北朝鮮がこれらの要求に応えたとしても報償は与えないと宣言、あくまで原則的に核放棄などの措置にも見返りは与えないとした³²⁾。これは第1次朝鮮半島核危機、金倉里地下核施設時に適用されたギブ・アンド・テイク方式の交渉を実質的に拒否したに等しい。

第2の接点～枠組み合意とNPT～については、まずEUP保有自体は原子力の平和利用を定めたNPT第4条に則り、透明性が確保されるならば国際法上禁止されていない。現に日本ではEUP研究ではなく、実際に軽水炉に使用するための濃縮ウランを製造している商業用ウラン濃縮施設である六ヶ所ウラン濃縮工場の運転が認められていることを踏まえると、一概に脅威であるとは言えない。北朝鮮は当時HEUの保有に関しては否定しており、また2010年ヘッカー・スタンフォード大学教授が寧辺の核関連施設を視察した折、約2000台規模の濃縮ウラン施設を公開した際にも、北朝鮮当局者は「建設中の小規模・実験用軽水炉のための低濃縮ウ

ラン（以下 LEU）を製造している」と説明している³³⁾。ここで重要なのは HEU と LEU とを区分する閾値であるが、LEU を遠心分離し続ければ HEU となることを鑑みるとその判別も容易ではない。現に商業用ウラン濃縮を認められている日本は、LEU 製造を名目とした EUP の稼働を通じて HEU を保有するに至っている³⁴⁾。

しかしここで北朝鮮の場合は EUP を「秘密裏」に開発していたがゆえに、NPT に違反しているという指摘があるだろう。秘密裏かどうかは IAEA による査察・監視に委ねられる必要があるが、これに対しても反論が可能である。北朝鮮の EUP が NPT に違反するがゆえに枠組み合意にも抵触するという論理を展開するのであれば、北朝鮮が枠組み合意後より NPT 脱退する以前（1994.10-2003.1）までに EUP を稼働していたという証拠がなければならない。その証拠の提示があつてこそ、IAEA 査察による透明性の確保の必要性が生じるのである³⁵⁾。

第1次朝鮮半島核危機時には、米国は北朝鮮の核開発疑惑を提起しながら、その証拠を提示した。米国情報機関が IAEA 理事会に疑惑となっていた寧辺の核施設を捉えた偵察衛星による写真を異例的に公開し、IAEA による特別査察に対する国際社会の支持を一定程度取り付けたことで、特別査察の必要性が確保されたのである³⁶⁾。また IAEA 自体、査察を通じて、北朝鮮の核開発に対する疑念を強める論拠～プルトニウム・サンプルの検査結果～を提示していた。しかしながら、第2次朝鮮半島核危機ではこの北朝鮮の核開発の秘匿性を決定的な物的証拠をもって暴くというプロセスが省略されている。

それでは、いつから北朝鮮の EUP は稼働していたのだろうか。これについては諸説ある。

クリントン政権は HEU 計画についての情報をすでに入手していたとされる。

1999 年米エネルギー省は、北朝鮮はパキスタンの協力を得て EUP の実験段階に入りつつあるとし、クリントン元大統領自らも、北朝鮮が HEU を保有していないことは確信できないと指摘していた³⁷⁾。また共和党サイドにおいては 93 年 3 月ギルマン報告書を作成し、その中で北朝鮮の EUP の可能性に言及、クリントン政権の対北朝鮮政策を批判している³⁸⁾。

実際に EUP 関連部材の輸入に関しては 98 年から 99 年にかけて北朝鮮がパキスタンから遠心分離器 20 個ほどを入手した事実をクリントン政権が掴んでいたということは、米政府高官の証言³⁹⁾、後にパキスタン高官による証言～2004 年 7 月パキスタンのブット元首相の証言⁴⁰⁾、ムシャラフ・パキスタン元大統領の自叙伝、カーン博士の証言～によりある程度裏付けられることとなり、その信憑性が高まった。

ブッシュ政権においては国家情報評価（以下 NIE）2002 の中で①北朝鮮が HEU の研究・開発に本格的に乗り出したのは 1999 年以降であり、次に②生産段階への移行に関しては 2000 年末までに決定がなされ、遠心分離器施設を 2001 年より建設中であること、が明記されている⁴¹⁾。また 1999 年から A.Q. カーン博士による北朝鮮への遠心分離器についての支援が開始さ

れたというムシャラフ・元パキスタン大統領の証言もある。時期的には北朝鮮側に枠組み合意の履行の遅延に対する米国への疑念が強まり、また2000年の米大統領選における共和党勝利/民主党敗北という結果によって枠組み合意の履行がより一層不透明になった頃である⁴²⁾。

このNIE2002においてはまた、北朝鮮がこのまま順調に遠心分離器施設を建設したと仮定するならば、2004年末から2005年にかけて核兵器を製造するのに十分なHEUを入手できるであろうと評価している⁴³⁾。しかしながら、当時米国情報機関から北朝鮮のHEU開発についてブリーフィングを受けた林東源韓国元統一相によると、米当局が証拠として挙げたアルミニウム管などの資材はミサイルなどの他用途にも使用可能なものであり、北朝鮮のEUPの稼動を決定づけるものではなかった⁴⁴⁾。これを擁護するものとしては97年から北朝鮮はEUP研究に取り組んでいるものの、一部部品が不足して2002年時点においてもウラン濃縮施設は依然稼動していない、という情報もある⁴⁵⁾。要するに、いつから北朝鮮のEUPが稼動したのかについては2002年時点で確定的な情報はなかったといえる。

北朝鮮がEUPの実験開始を公式的に認めたのは2009年6月朝鮮外務省声明が最初である⁴⁶⁾。同年9月には北朝鮮国連代表部は「濃縮ウラン実験が成功裏に完了段階に入った」と述べ、翌年2010年にヘッカー米スタンフォード大学教授により北朝鮮におけるEUPの存在が初めて確認されるのだが、これ以前に北朝鮮においてEUPが稼動していたという決定的な物的証拠は、現在までのところ提示されていない。

最後に第3の接点～枠組み合意と南北非核化宣言違反について考察してみよう。

当時のブッシュ政権は枠組み合意第3条に依拠し、EUPの保有は1992年の南北非核化宣言に反するため、北朝鮮によるEUPが枠組み合意破綻の直接的原因であると主張するが、以下の点で反論の余地がある。

①枠組み合意中、南北非核化宣言の位置づけはあくまで副次的である。枠組み合意の主眼は枠組み合意第1条に明記されているとおり、94年時点で北朝鮮が稼動していたプルトニウム型核関連施設を凍結させることを通じて、さらなるプルトニウムの生産を防ごうという点にあることは合意文上明らかである。また枠組み合意の履行のために作られたKEDO供給協定では、北朝鮮側の履行義務が寧辺の5MW規模の黒鉛減速炉の凍結・解体と定められているものの、HEUのみならずLEUも含めたEUPは含まれていないことから、枠組み合意の主な目的はプルトニウム型核開発であり、EUPではないことが察せられる。

②次に枠組み合意第3条第2項では、南北非核化宣言の履行に向けた取り組みを一貫して行うとあるが、同条第1項においては米国による核兵器の脅威とその使用がないよう米国は北朝鮮に「公式の保証」を与えるとある。米国は公式の保証、すなわち核の先行不使用を担保する公式的な声明や平和条約締結、そして国交正常化などの決定的リアシユアランスを2002年時点で北朝鮮に与えていない。

③最後に南北非核化宣言においては「南北は再処理施設とウラン濃縮施設を保有しない」と定めており、北朝鮮の EUP が南北非核化宣言に違反すると主張するならば、北朝鮮がすでにウラン濃縮施設を保有していたという証拠を示す必要があった。そのためには北朝鮮の EUP が稼動しているウラン濃縮施設の位置を特定し、かつその施設の中でウラン濃縮が行われているという決定的な証拠がなくてはならない。前述のように、米国は第1次朝鮮半島核危機時には疑惑となる核施設の位置を示すため、衛星写真を異例的に提示した。しかしながら、米当局によって北朝鮮が2002年以前にアルミニウム管など遠心分離器に転用可能である資材を輸入したなどの状況証拠は確認されているものの、1994年10月より2002年以前に北朝鮮がウラン濃縮施設を保有したことを証明する上で必要なウラン濃縮施設の位置の特定は米情報当局によってなされていない⁴⁷⁾。位置が特定できていないということはまた、当時米情報当局は実際に遠心分離器が稼動しているという物的証拠を入手していなかったことを意味する。北朝鮮によるウラン濃縮施設の保有が確認されるのもまた、前述のように2010年を待たなければならない。

以上のように、米国が主張するように北朝鮮が枠組み合意、NPT、IAEA 保障協定、南北非核化宣言に違反しているとするならば、①いつから EUP が稼動したか、②どこに遠心分離器が稼動しているウラン濃縮施設が存在したか、という問いに答えられる決定的証拠の提示がなければならなかった。しかしながらそれらはなされないまま、当時のケリー米国務次官補の証言と北朝鮮による EUP 関連機材の輸入の事実のみに依拠し、米国は北朝鮮の HEU、あるいは核兵器用の EUP の存在が確定的であると論じ、枠組み合意破棄への流れを作っていた⁴⁸⁾。

ただしもし米国が主張するように、北朝鮮の EUP が枠組み合意形成以後かつ枠組み合意が破棄される以前に開始されていたとしても、北朝鮮の HEU をめぐる動きは枠組み合意履行段階における米国への不信感から生じたものであった。

例えば実質的に米国のリアシュアランスの履行のために作られた KEDO による軽水炉建設と重油の供与が大幅に遅れる中、北朝鮮は98年5月、当時の朱昌駿駐中国大使は凍結している黒鉛減速炉の再開の可能性を示唆し、同年6月には金桂官外務次官がロス米国務次官補に送った書簡の中で、重油供与がさらに遅れる場合、1ヶ月の猶予の後核開発の凍結を解除すると警告している。枠組み合意当時、朝米は軽水炉1基の建設に5年かかると算定し、2003年という期限を設定したが、5年が経過しようとしているにもかかわらず軽水炉1号機の基礎すら出来上がっていない状態であったことは、北朝鮮を明らかに苛立たせていた。

また米当局とパキスタン高官の証言によると、北朝鮮がパキスタンから入手したとされる遠心分離器は約20個であるとされる。この数量は HEU を大量生産するには少ないことを踏まえると、もし NIE2002 の指摘が事実であったとしても、当時北朝鮮の EPU 開発は生産段階にはない実験段階に過ぎず、2003年という枠組み合意の履行期限内に核兵器1発分の HEU (約

60kg) は生産されえなかった可能性が高い⁴⁹⁾。そして北朝鮮の EUP 研究の性質は、あくまで枠組み合意で定められた米国によるリアシユアランスの提供が遅れていることに対して、米国は自らを侵略する意図をもっているのではないかという疑念を持ち、ワースト・ケース・シナリオに備え、不安を緩和するための保険的なものであって、枠組み合意の破綻を狙ったものではなかった。

ましてや北朝鮮は米国に対する拡大的行動よりも関係正常化を望んでいた。

そもそも①冷戦崩壊直後から、北朝鮮の対米交渉における最大の目標は自らの生存を確保するための米国との関係の正常化であったこと⁵⁰⁾、②2000年に米朝高官の相互訪問を推進し、韓国との南北首脳会談を受け入れ、2002年には日本と日朝平壤宣言を採択したこと、③ケリー訪朝後、金正日国防委員長がオーバードーフアーに託したブッシュ大統領への親書の中で米国が不可侵を約束するなら、核問題解決が可能であると表明したこと⁵¹⁾、を踏まえると、米国が枠組み合意において定められた軽水炉・重油供与といったリアシユアランスの提供を履行することによって、北朝鮮の生存の不安を緩和してさえいれば、北朝鮮は米国との関係正常化のために苦心して作り上げた枠組み合意から離脱せず、自らの義務を履行していた可能性が非常に高かったといえる。

また金正日国防委員長の親書の内容を鑑みるに、金倉里地下核施設疑惑の時のように、米国が交渉の余地を残しながら粘り強く査察ための交渉をしていけば、北朝鮮は査察に応じたかもしれない。しかし、ブッシュ政権は枠組み合意におけるリアシユアランスの提供が遅延していたことに対しそれを補完する措置を提示するのではなく、より強硬化な姿勢～「強硬関与」を示し、北朝鮮に対し一切の報償を与えない立場を表明していく。ABCマインドに基づき対北朝鮮政策を見直し、2002年の一般演説教書では北朝鮮を「悪の枢軸」と名指ししかつ北朝鮮による EUP の否定にもかかわらず、それに反駁する十分な証拠を提示しないままケリー訪朝以後2ヶ月も経たないうちに重油提供の停止を決定した。また前述のように IAEA 理事会による決議が採択された際も、ブッシュ政権は北朝鮮がこれらの要求に応えたとしても見返りは与えないと言明したことによって、交渉の余地がなくなったといっても過言ではない⁵²⁾。

これら米国の強硬化な措置は、米国自身にとってはその意図が拡大的性質ではないにせよ、メッセージの受け手側である北朝鮮からすれば、ブッシュ政権は自らを侵略するために HEU をでっちあげたという認識にしかならず、生存への不安を煽る結果となった。より具体的には、ブッシュ政権の強硬関与アプローチによって、北朝鮮が防衛的戦略のコストの増加～即ち防衛的戦略を保持しても残存の可能性が低下したことを認識したことにより、より攻撃優位の状況が浮上し危機不安定性が高まったといえる⁵³⁾。この生存への不安の緩和のために北朝鮮は以後、段階的に NPT 脱退を含めた自衛的な措置を強めていく。NPT 脱退に至り、北朝鮮は枠組み合意から完全に離脱したといえるが、北朝鮮を枠組み合意にとどまらせることができたならば前述のように枠組み第4条に則り、交渉次第で EUP もしくは HEU に関して「IAEA における

ウラン濃縮施設を対象とする保障措置」を北朝鮮に適用することも可能であったであろう。上記を鑑みると、2000 - 2003 年における北朝鮮による拡大主義的行動が枠組み合意の破綻の原因であり、朝鮮半島における SD の再強化をもたらしたとする主張を確固として証明づけるものは現在まで発見されておらず、議論の余地が存在するといえる⁵⁴⁾。

(5) ネオコンの目的：余分の安全の追求

では、なぜブッシュ政権は枠組み合意を存続させる余地があるにもかかわらず、破棄する方向に舵を切ったのであろうか。それには第1期ブッシュ政権の政策決定プロセスを主導していたネオコンを筆頭とする共和党強硬派の思惑が大きく作用していると思われる。第2次朝鮮半島核危機の引き金となった2002年10月ケリー訪朝時、ケリーには裁量の余地が極めて少なかったという証言がある。

「チェイニーのオフィスやロバート・ジョセフによって、（筆者注：訪朝時の交渉においての発言の）一挙手一投足のすべてを事前に決められ、それを忠実に実行しているかどうか監視されていた⁵⁵⁾。」

つまり、ケリー訪朝におけるケリーの HEU 計画の指摘、そして枠組み合意の維持のための交渉も一切せずにイスを蹴って席を立ったという行動は、ネオコン主導で事前に定められたシナリオに沿ったものであった可能性が高い。グレッグ元米駐韓大使はネオコンに代表される共和党強硬派のために、枠組み合意において米国は自らの履行義務を果たすことができなかったと発言している⁵⁶⁾。

では、なぜネオコンは枠組み合意破綻させるようなシナリオを書いたのであろうか。

結論から言えば、それは「余分の安全」⁵⁷⁾を失う不安を克服するためであった。すなわち、第2次世界大戦、冷戦を通じて獲得してきた既得権益の維持がその主眼にあった⁵⁸⁾。

この余分の安全の確保のために、ネオコンは1極主義的政策⁵⁹⁾を推進するのであるが、その中核の政策の1つが MD 推進であった。この MD 開発・配備の上で、北朝鮮の脅威が不可欠であると判断された結果、ネオコンは対北朝鮮政策において強硬関与を採用するに至る。

実際に第2次朝鮮半島危機に並行して、ネオコン主導の下、米国の MD 開発・配備のための政策が強力に推進された。

冷戦崩壊後、ソ連に代わる仮想敵国を地域的脅威に定め、その1つに北朝鮮が含まれた。米国はこれらの地域的脅威に対して、レーガン政権の戦略防衛構想（SDI）に起源を見出せる MD による拒否の抑止力の構築を推進し、特に共和党・国防総省は MD に強い関心を示してきた⁶⁰⁾。この米国による MD 推進の転換点となったのが、1998 年である。1998 年にラムズフェルド報告が北朝鮮が米国本土に到達しうる弾道ミサイルを2-3年以内に配備する可能性があり、それに対処するために MD が必要であると主張するのであるが、その信憑性が同年8月の北朝鮮による弾道ミサイル/人工衛星発射によって急激に高まることで MD の開発・配備に拍車か

かかっていった。このラムズフェルドはブッシュ（子）政権時には国防長官を担うのであるが、2001年1月にも宇宙委員会における報告書で「宇宙空間におけるパールハーバー（Space Pearl Harbor）⁶¹⁾」が起きる可能性を指摘し、ブッシュ政権の国防長官に就任した後の同年5月にはそれらに対処するために「国家安全保障のための宇宙管理と組織的イニシアティブ⁶²⁾」を打ち出している。宇宙空間における安全保障を管理・防衛する上で、必要となるのがMDである。同5月、ブッシュ大統領は米国防大学における演説で、いわゆるならず者国家からのWMDおよび弾道ミサイルの脅威に対処するためにMDの構築が不可欠であるとし、クリントン政権時代に区別されていたTMDとNMDを統合することを宣言した。またブッシュ政権における強硬関与政策の理論構築を担ったチャは、強硬関与が最大の効用を得るためにはMDの推進が必要であるがゆえに、強硬関与とMDは両立可能であると指摘している⁶³⁾。また興味深いのは、同論文で北朝鮮のミサイル・モラトリアムと経済制裁解除とのバーターに否定的見解を示し、MDと強硬関与をつなぐことこそが北朝鮮によるミサイル・モラトリアム撤回を防ぐものだと主張していることだ。つまりチャの強硬関与の論理は、ギブ・アンド・テイクに則った協調的手段によって北朝鮮の譲歩を引き出すのではなく、懲罰的手段によって北朝鮮の譲歩を引き出すことを目的としているのであり、その懲罰的手段と強硬関与をつなぐツールがMDなのであった。

これらのブッシュ政権のMDに関する構想は着々と実行に移されていく。

同年12月にはMD構築の妨げとなるABM条約からの脱退を関係諸国に通告し、9.11同時多発テロ後、世論において非伝統的脅威に対する認識が高まる中で、既存の弾道ミサイル防衛局(BMDO)がミサイル防衛庁(MDA)に改編され、日本と韓国に対してもMD開発・配備へのさらなる協力を要請する。このようにMD開発・配備のための法的・行政的整備が進むとともに、MDへの予算も急激に増加していく。表1を見ると、クリントン政権末期の2000予算年度以降MD関連予算は増加傾向にあり、ブッシュ政権における2007年には94億ドルの予算が配分されている。これは2000年と比較して38%の増加にあたる。

表1 米国ミサイル防衛関連予算資料 (単位：10億ドル)

	FY00	01	02	03	04	05	06	07	08	09
予算請求	3.3	4.5	8.3	6.7	7.7	9.2	7.8	9.3	8.9	9.3
下院認可	3.7	5.2	7.9	6.9	7.8	8.9	7.9	9.1	8.3	8.6
上院認可	3.7	4.7	5.8	5.9	8.2	9.0	7.8	9.4	8.6	8.9
下院配分	3.6	4.6	7.9	7.4	7.5	8.7	7.6	8.9	8.6	8.4
上院配分	3.9	4.8	6.3	6.2	8.2	9.2	7.9	9.4	8.7	9.0
予算認可	3.7	4.8	8.4	6.6	7.7	8.9	7.8	9.3	8.5	8.9
予算配分	3.6	4.8	7.8	7.4	7.7	9.0	7.8	9.4	8.7	9.0

(出典) 米ミサイル防衛庁資料から作成

このようにブッシュ政権においては第2次朝鮮半島核危機と並行して、ブッシュ・ドクトリンの遂行の核としてMD開発・配備が積極的に推進されたのであるが、北朝鮮の脅威がこの促進剤の役割をなしたといっても過言ではない。北朝鮮の脅威がMD推進を多いに促進したことは、テポドン/光妙星1号発射後、ある共和党議員が「これでよかった。…NMDはいただいた⁶⁴⁾」と述べたことから顕著である。要するにMD推進派であるネオコンからすれば、MDの仮想敵である北朝鮮の脅威が消滅する可能性がある枠組み合意・朝米共同コミュニケが前進することは、米国益に反することであったといえる。ただしここで重要なのは、このMDを通じての防衛には、米国本土だけでなく、在外米軍基地などの米国が保持する既得権益～余分の安全が含まれるということである。M.グリーンが指摘するようにMDには①同盟国との相互運用性・防衛協力の強化を促し、②米国の拡大抑止を補強し、同盟国の独自の核武装をする必要をなくす効果がある⁶⁵⁾。つまり米国が冷戦崩壊以後、同盟維持・強化を通じて余分の安全の確保をしていく上においても、MDは必要不可欠なツールであった。

またここで注意が必要なのは、MDはその損害限定効果により先制攻撃を促進する効果があるにせよ、論理的には拒否的抑止力の構築がその主眼であることである。つまり、米国のブッシュ・ドクトリンにおける先制攻撃論は拡大主義的な要素を備えているものの、米国側からすればその先制攻撃は、敵対国の先制攻撃に対処するためのミサイル防衛構築による拒否的抑止力の一部であり、あくまで自衛的性質を帯びている。ミサイル防衛という名にも表れているように「(筆者注：北朝鮮などの)脅威を予防し、防衛を強固にする役割を果たすのである」⁶⁶⁾という米国の主張を崩すことは困難であり、このMDの自衛的側面を無視して、その拡大的要素のみに焦点を当て、一概に批判することはできないのである。

4. 結語

本稿においてはスパイラル・モデルに依拠し、2000年から2003年における米国の対北朝鮮政策から第2次朝鮮半島核危機の醸成過程について考察した。その結果、第2次朝鮮半島核危機をもたらした枠組み合意の破綻は、チャが主張するような北朝鮮の拡大主義的行動～HEU開発に起因するという抑止モデル的な見解が支配的であるもののそれには議論の余地があることを示した。当時米国は北朝鮮の秘密裏のHEUPをもって北朝鮮が拡大的意思を有していると思なしたが、北朝鮮がHEU開発をしたかどうかについて確たる証拠はこれまでのところ提示されていない。また前述のように①当時北朝鮮には核兵器能力が欠如し、②金正日国防委員長が強硬アプローチを採用したブッシュ政権に対して親書を送り協調的な意思を示したことから、北朝鮮による先制攻撃の可能性も低かったことに加え、当時両国の拡大的意思の表面化～PreemptionあるいはPreventionのための攻撃が実際になされなかったことを踏まえると、朝

米の拡大的意志を学術的に証明することは困難であるといえる。これらを鑑みると、チャなどの抑止モデルに基づく主張が完全に証明されているとはいえない。

本稿では次に、北朝鮮の拡大的意思よりもむしろネオコンが主導する第1期ブッシュ政権時における対北朝鮮政策の強硬化が、北朝鮮の生存の不安をかきたてた事により朝鮮半島をめぐるSDが急激に強化されたことを示した。この北朝鮮の生存の不安は、2003年のイラク戦争によってさらに高まっていくのであるが、ここで注意すべきは、抑止理論に依拠した米国の強硬関与アプローチも、セキュリティ・パラドックスに起因する余分の安全を失う不安を緩和するための現状維持的選択と見なされる点である。

米国側からすれば強硬関与アプローチは、拡大的意思の具現化というよりも自国の余分の安全を維持するためMDを促進し、同盟管理を強めるという必要性から浮上したといえる。しかしこの米国による選択と行動は米国から見れば自衛的であるにせよ、米朝間の軍事バランスがかつて米ソ間に存在したような均衡的なものではなく極度に非対称的であったことを考慮すれば、唯一の超大国米国のMDなどの軍備増強と、それに伴う圧力の強化は北朝鮮からの観点からは拡大的と映らざるをえず、危機のスパイラルが形成されていったといえる。この生存の不安の増大に伴い、北朝鮮は生存の不安を緩和するための自衛的措置としてEUP研究を推進していくこととなり、現在ではヘッカー-米スタンフォード大学教授によって2010年に確認されたように、寧辺において約2000本以上の遠心分離器が稼動する状況に至っている。ここで重要な含意は、抑止理論に基づく圧力を重視する強硬関与アプローチが米朝間における安保上の均衡の維持に失敗したことにある。北朝鮮の核兵器能力の向上をもたらす結果を招くことで米国の安保上の不安は以前より増大し、SDのさらなる悪化を招いたといえよう。

逆説的に言えば、枠組み合意が履行あるいは維持され北朝鮮の生存への不安が緩和されていれば、北朝鮮はEUPを追求することもなく、またEUPがあったとしても枠組み合意を活用してIAEAの監視下に入れることも可能であった。またミサイル開発においてもクリントン政権におけるリアシュアランスの提供が履行されていれば、北朝鮮はミサイル・モラトリウムを継続したことであろう。要するに、米朝相互による譲歩によってSDの緩和をもたらさうる選択も存在したのである⁶⁷⁾。そして、当時1極構造と呼ばれるほど米国が軍事的に圧倒的に有利な立場にあることを踏まえれば、米国には北朝鮮の不安を緩和するためリアシュアランスを提供する余裕があった。つまりSD緩和の主導権は米国的手中にあったといえるが、当時米国は自らの余分の安全を確保するためリアシュアランスではなく、圧力を選択した。以後枠組み合意の破綻によって米朝2国間交渉はなりを潜め、6カ国協議に代表される多国間交渉の枠組みが新たに形成されることとなる。

注

- 1) H. Morgenthau (1985), *Politics Among Nations: The Struggle for Power and Peace*, 6th ed., Knopf, p. 227
- 2) R. Jervis (1978), "Cooperation under the Security Dilemma", *World Politics*, 30 (2) : 167-214, p.169.
- 3) 例えば、かつてキッシンジャーは「抑止力の性格からいって、果たして何が侵略を阻止してきたのかとなると、これは証明するわけにはいかない」と述べたが、これと同様の論理が国家の意思が拡大的であるか否かに適用可能である。つまり拡大的な意思が行動によって表面化して初めて、拡大的な意思の存在が学術的に証明されるのである。H. キッシンジャー (1979) 『キッシンジャー秘録 (第1巻)』小学館、265 ページ
- 4) ジャービスは関連諸国が現状維持を望んでいても SD が起こる条件として、①戦略と兵器体系において攻撃と防御の区別がつかない時、②攻撃的戦略が防御よりコストが小さく、より容易であると信じられている時を挙げている。R. Jervis (1978), pp. 186-187. 当時の核兵器能力 (核爆弾 + 運搬手段) の欠如している北朝鮮にとっては米国本土は攻撃できないことに加えて、米国の同盟国を先制攻撃すれば、米国あるいは国連軍からの攻撃が不可避であり残存できない可能性が高い。その反面、国際社会の成熟度を踏まえると、防衛的姿勢を保つことによって米国に攻撃の口実さえ与えなければ残存できる可能性が高かったといえる。
- 5) 但しディフェンシブ・リアリズムにおいては、拡大的要素を余分の安全として捉える。L. グレーサーは安全には①生存の不安 (Insecurity) と②より多くの安全を求める貪欲 (Greed) の2つのレベルがあり、これらは混在すると指摘したように、国家は生存が保証された場合においてもより多くの安全を得ようとし、また獲得した安全を維持しようと努める性質もっている。L. Glaser (1997), "The Security Dilemma Revisited", *World Politics*, 50 (1): 171-201, p.189-193.
- 6) スパイラル・モデルに基づく行動の源泉の1つに「失う不安」が挙げられる。しかしながらここでの不安は米朝間で性質が異なることを断っておく。北朝鮮は生存を失う不安であり、米国にとってはセキュリティ・パラドックスに陥ったことによる「余分の安全」を失う不安である。米国は、日本と韓国との同盟関係が自らに有利に形成されている現状が維持されることを願うが、北朝鮮の脅威の有無によってこの現状が大きく変化する恐れがあった。この双方の失う不安が基となり、相手国の行動を自身の安全保障の低下と認識することによって、原状 (均衡) の回復のため軍拡措置がとられていくのである。
- 7) ここでのリアシュアランスの定義は、国家間の不信に基づく行動が相互に誤認されることを予防・低減するための保障措置とする。これには平和協定や不可侵条約などの国際条約の締結、宣言政策として核の先行不使用 (NFU) などがある。
- 8) 米朝共同コミュニケでは、①双方は他方に対し敵対的な意図を持たないこと、②両国関係は相互の国家主権の尊重と内政不干渉の原則に基づくべきであることを確認し、信頼醸成措置として平和条約やミサイル・モラトリアムなど双方が履行すべきことが明記された。
- 9) 林東源 (波佐場清) 『南北首脳会谈への道』岩波書店 (2008)、296-298 ページ
- 10) 同上、299-230 ページ
- 11) 林 (2008)、297 ページ
- 12) 米朝共同コミュニケにオルブライト米国務長官が訪朝する旨が明記されている。
- 13) 林 (2008)、297 ページ
- 14) 朝鮮中央通信 『誰も我々のミサイル政策に対して駆引きする権利はない』 (1998年6月16日)
- 15) 同上、341 ページ
- 16) 米朝共同コミュニケでは「両国間の双務関係を根本的に改善する措置を取ることを決定した。これと関連して双方は、朝鮮半島の緊張状態を緩和させ、1953年の停戦協定を強固な平和保障体系に替え、朝鮮戦争を公式に終息させるために4者会谈など様々な方法があるということで、見解を共にした」とある。
- 17) 林 (2008)、202 ページ
- 18) 전주한미대사보스위스가말하는 '악의축의진실 "제네바합의시키지않은건오히려미국"' (2002)、2 ペ

ージ

- 19) Glenn Kessler, Washington Post, "South Korea Offers to Supply Energy If North Gives Up Arms" (7/13/2005), <http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2005/07/12/AR2005071200220.html>, Accessed on Oct. 28, 2012
- 20) R. リトワク (佐々木洋) 『アメリカ「ならず者国家」戦略』窓社 (2002)、340 ページ
- 21) ドン・オーバードファー (菱木一美) 『二つのコリア』共同通信社 (2007)、459-466 ページ
- 22) 川上高司 『米軍の前方展開と日米同盟』同文館出版 (2004) 75-100 ページ
- 23) オーバードファー (2007)、480 ページ
- 24) Statement By The President, June 6, 2001, <http://reliefweb.int/report/democratic-peoples-republic-korea/bush-statement-undertaking-talks-north-korea>, accessed on Oct 28, 2012
- 25) 菱木一美 (2006) 『「第2の北朝鮮核危機」と米外交』修道法学 29 卷、一号、45-49 ページ
- 26) 朝鮮外務省代弁人声明 (2001 年 6 月 18 日) 「米行政府の対話再開提案に対する共和国の立場」朝鮮中央通信
- 27) NPT 第 10 条にあるように、NPT 加盟国は自国の至高の利益を危うくすると認められる場合脱退できる。ただし NPT から脱退する際には、3 ヶ月前に事前通告をする必要がある。北朝鮮は NPT 脱退の初めてのケースとなった。
- 28) V. Cha & D. Kang (2003), *Nuclear North Korea*, Columbia University Press, p. 156
- 29) 菱木 (2006)、56 ページ
- 30) 船橋洋一 『ザ・ベニンシユラ・クエスチョン』朝日新聞社 (2006)、166 ページ
- 31) KEDO 供給協定においては軽水炉の大部分の定義に関連して、第 4 附属書第 5 項で軽水炉第 1 号機建設へのタービンとモーターなどの非核部品の引渡し作業が実質的な建設作業の始まりと定められている。
- 32) 菱木 (2006)、61 ページ
- 33) S. Hecker, "Can the North Korea Nuclear Crisis be Resolved?", CISCS (Mar., 2012), p. 8
- 34) 例えば、1996 年から 2008 年までの間に日本各地の研究用原子炉から約 580kg の HEU が米国に移送されたことが判明している。共同通信 『米、高濃縮ウラン 580kg 搬出 日本から核兵器 20 発分』(2008 年 12 月 27 日)、<http://www.47news.jp/CN/200812/CN2008122701000423.html> 最終アクセス日：2012 年 10 月 28 日
- 35) さらに厳密に言えば、北朝鮮が EUP を通じて HEU ではなく、LEU を製造しているという主張に対しても反駁しうる確固たる証拠が提示されなければならない。
- 36) オーバードファー (2007)、300-318 ページ
- 37) 船橋 (2006)、188 ページ
- 38) 同上、125 ページ
- 39) 同上、186 ページ
- 40) 同上、184-185 ページ
- 41) 同上、190-191 ページ。また菱木 (2006)、57 ページ。一方でネオコンの代表格であるボルトン国際安保次官は 2002 年 8 月の訪韓時、「北朝鮮が 97 年から推進してきた HEU 開発が憂慮すべき水準に至った」と述べ、HEU の開始時期が 97 年であったとしている。しかしながら、北朝鮮の HEU 開発が憂慮すべきレベルに至ったという証拠は提示されていない。林 (2008)、382 ページ
- 42) ISIS によれば、北朝鮮のウラン濃縮技術の取得はイランと同様に、中国経由で行われたとされている。D. Albright & C. Walrond, ISIS, "North Korea's Estimated Stocks of Plutonium and Weapon-Grade Uranium" Aug., 2012, p. 14.
- 43) 林 (2008)、396-397 ページ、船橋 (2006)、190 ページ
- 44) 同上、396-400 ページ
- 45) 読売新聞 (2002 年 10 月 23 日)、http://kakujo.net/susp/north_u.html 最終アクセス日：2012 年 10 月 28 日
- 46) IAEA (2011), "Application of Safeguards in the Democratic People's Republic of Korea (GOV/2011/53-GC (55)/24)", pp.4-8.

- 47) 船橋（2006）、190 ページ
- 48) 後にヒル元米国務次官補も CIA 報告の情報不足を認めている。
- 49) J. Pollack (2003), "The United States, North Korea, and the End of the Agreed Framework", pp.28-32. 60kg の HEU を生産するのに、1300 台の遠心分離器を絶え間なく 3 年以上稼働させる必要があるとされる。
- 50) カートマン元 KEDO 事務総長は枠組み合意に合意した北朝鮮の目的は軽水炉を入手することよりも、米国との関係正常化にあったと証言している。自由アジア放送、"북, 제네마합의경수로보다북미수교목적 KEDO 사무총장" (2005年3月18日)、<http://www.rfa.org/korean/news/kedo-20050318.html> 最終アクセス日：2012年10月28日
- 51) D.Gregg& D. Oberdorfer, "A Moment to Seize with North Korea", Washington Post (June 22, 2005)
- 52) 菱木（2006）、61 ページ
- 53) ジャービスが設定した危機不安定性の度合いを表す4つの事象で言えば、ブッシュ政権の強硬関与アプローチによって、朝鮮半島をめぐる危機不安定性は第2事象から第1事象へと移行した。つまり危機不安定性のレベルが高まったのである。R. Jervis (1978) , 211
- 54) 第2次朝鮮半島核危機の発生を鹿狩りゲーム（展開型）で例えるならば、北朝鮮の拡大的行動がその始点であるとは証明されていない。
- 55) 船橋（2006）、259 ページ
- 56) 自由アジア放送（2005年3月18日）
- 57) 土山実男『安全保障の国際政治学：焦りと傲り』有斐閣（2004）、39-40 ページ
- 58) 安全には2レベル（①生存の不安と②より多くの安全を追求する貪欲）があり、余分の安全にはこの両方が含まれる。「余分の安全を確保するため」と「東アジアにおける既得権益を維持するため」は矛盾しない。具体的には、米国もセキュリティ・パラドックスに起因する余分の安全の低下を認識することが、余分の安全を確保するための措置～同盟管理の強化などの既得権益の維持につながっていくのである。
- 59) ネオコンの1極構造維持の思想については1992年にウォルフォウィッツによって策定された国防計画ガイダンス（Defense Planning Guidance）に詳しい。この国防計画ガイダンスには1極主義や予防的先制攻撃も含まれており、ブッシュ・ドクトリンの原型とされている。
- 60) ブッシュ政権におけるネオコンのほとんどはレーガン政権時代要職を担っている。
- 61) Report of the Rumsfeld Space Commission, Executive Summary, pp. vii-viii, cited by http://rightweb.irc-online.org/profile/Rumsfeld_Space_Commission, accessed on Oct 28, 2012
- 62) Secretary Rumsfeld Announces Major National Security Space Management and Organizational Initiative (May 8, 2001), Department of Defense, <http://www.defense.gov/releases/release.aspx?releaseid=2908>, accessed on Oct 28, 2012
- 63) V. Cha, (2002), "Hawk Engagement and Preventive Defense on the Korean Peninsula", *International Security*, 27 (1): pp. 73-74
- 64) オーバードーフアー（2007）、480 ページ
- 65) 同上
- 66) M. グリーン（1997）『TMDの導入と中国との戦略的關係』日米同盟プロジェクト論文集（8）
- 67) これは米朝関係がスタグハントゲーム（あるいは囚人のディレンマ）によって、説明可能であることを示唆している（図2参照）。

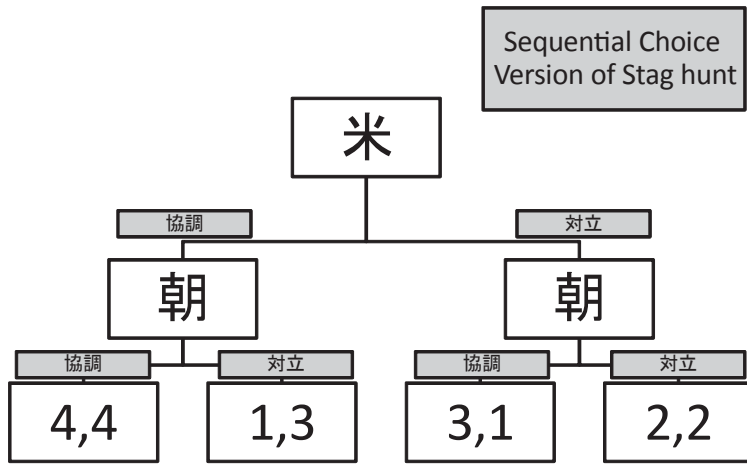


図2 米朝関係におけるスタグハントゲーム (逐次ゲーム)
(出典) ゲーム理論を参考に作成

(2013年1月15日レフェリーの審査を経て、掲載決定)

